5　平成二十二年分の所得税について法第四条第一項の規定の適用を受けるために国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第一項の更正の請求をした者が、同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正（当該更正の請求に基づき、法第四条第一項の規定を適用する場合に限る。）を受けた場合において、当該更正の請求に係る更正請求書の提出前に平成二十三年に支払を受けるべき給与等、公的年金等又は報酬等につき災害減免令第四条第一項若しくは第三項（これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該更正に係る国税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知書の送達があった日において現に当該申請書に係る災害減免法第三条第二項から第五項までの規定による徴収の猶予を受けているときは、当該徴収の猶予に係る第一項各号に掲げる期間又は限度額については、当該更正通知書の送達があった日において、当該各号に定める事実が生じたものとみなす。

6　第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

7　平成二十二年分の所得税について法第四条第二項に規定する確定申告書、修正申告書又は更正請求書（同条第一項の規定の適用を受けようとするものに限る。）を提出した者は、その提出の日以後に、同条第一項に規定する特例損失金額が平成二十三年に生じたものとして災害減免令第四条第一項若しくは第三項（これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第五条（災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を提出することはできない。

（被災代替資産等の特別償却）

第十三条　法第十一条第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一　建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）　当該個人が有する建物で東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（以下この号において「被災建物」という。）の当該滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される建物（当該建物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該被災建物の床面積の一・五倍に相当する部分に限る。）

二　構築物　当該個人が有する構築物で東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（以下この号において「被災構築物」という。）の当該滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される構築物（当該構築物の規模が当該被災構築物とおおむね同程度以下のものに限る。）

三　機械及び装置　当該個人が有する機械及び装置で東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（以下この号において「被災機械装置」という。）の当該滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される機械及び装置（当該被災機械装置に比して著しく高額なもの、当該被災機械装置に比して著しく性能が優れているものその他当該被災機械装置に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

四　船舶　当該個人が有する船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶のうち同法第五条第一項に規定する船舶原簿に登録されているもの、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第二条に規定する小型船舶のうち同法第三条に規定する原簿に登録されているもの、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項に規定する漁船のうち同法第十条第一項に規定する漁船原簿に登録されているもの又は建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表に掲げる船舶（以下この号において「船舶」という。）で、東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（以下この号において「被災船舶」という。）の当該滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される船舶（当該被災船舶に比して著しく高額なものその他当該被災船舶に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

五　航空機　当該個人が有する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機のうち同法第三条に規定する航空機登録原簿に登録されているもの（以下この号において「航空機」という。）で東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（以下この号において「被災航空機」という。）の当該滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される航空機（当該被災航空機に比して著しく高額なものその他当該被災航空機に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

六　車両及び運搬具　当該個人が有する道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する自動車のうち同条に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの、同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車のうち同法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイルに記録されているもの又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十二条第三号に掲げる小型特殊自動車のうち同法第四百四十二条の二第一項の規定の適用を受けるもの（以下この号において「車両及び運搬具」という。）で、東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（以下この号において「被災車両運搬具」という。）の当該滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される車両及び運搬具（当該被災車両運搬具に比して著しく高額なものその他当該被災車両運搬具に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

2　法第十一条第一項に規定する政令で定めるリース取引は、所得税法施行令第百二十条の二第二項第五号に規定する所有権移転外リース取引とする。

（特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例）

第十四条　法第十二条第一項に規定する棚卸資産に準ずる資産で政令で定めるものは、雑所得の基因となる土地及び土地の上に存する権利とする。

2　法第十二条第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものとする。

3　法第十二条第一項に規定する政令で定める譲渡は、代物弁済（金銭債務の弁済に代えてするものに限る。以下この項において同じ。）としての譲渡とし、同条第一項（同項の表を除く。）に規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得とする。

4　譲渡（法第十二条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）による収入金額が買換資産（同項に規定する買換資産をいう。以下この条において同じ。）の取得価額（同項に規定する取得価額をいう。以下この条において同じ。）を超えるときにおける同項に規定する政令で定める部分は、当該譲渡をした譲渡資産（同項の表の各号の上欄に掲げる資産で同項に規定する事業の用に供しているものをいう。以下この条において同じ。）のうち、当該譲渡による収入金額（当該譲渡の日の属する年中に二以上の譲渡資産の譲渡が行われた場合には、これらの譲渡資産の譲渡により取得した収入金額の合計額）から当該買換資産の取得価額（当該譲渡の日の属する年中に二以上の買換資産の同項に規定する取得が行われた場合には、これらの買換資産の取得価額の合計額）に相当する金額を控除した金額が当該収入金額のうちに占める割合を、当該譲渡資産の価額に乗じて計算した金額に相当する部分とする。

5　法第十二条第一項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める取得は、平成二十三年三月十一日（以下この項において「基準日」という。）以後の次に掲げる取得（建設を含む。以下この項において同じ。）とする。

一　所得税法第五十八条第一項の規定の適用を受けて同項に規定する譲渡資産（その者が基準日前に取得をしたものに限る。）を同項の交換により譲渡した場合の当該交換により同項に規定する取得資産の取得

二　所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡による当該資産（当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る包括遺贈者又は当該譲渡をした者が基準日前に取得をしたものに限る。）の取得

三　租税特別措置法第三十三条、第三十三条の二第一項若しくは第二項又は第三十三条の三の規定の適用を受けて譲渡した同法第三十三条の六第一項に規定する譲渡資産（その者が基準日前に取得をしたものに限る。）に係る同項に規定する代替資産等の取得